

東京都公報

発行
東京都

目次

23

規則

規則

東京都組織規程の一部を改正する規則を公布する

令和七年三月三十一日

● 東京都規則第一十四号

東京都組織規程の一部を改正する規則

る。貞見者絶縁夫利（田利二十七全貞見者夫見翁日ハ一四号）の一部を抄りて記す。

第八条第一項の表子供政策連携室の部総合推進部の項中「連携推進課」を「若者政策連携推進課」とする。

連携推進課に改め、同表スタートアップ・国際金融都市戦略室の項を削り、同表デジ

「デジタル戦略課 デジタル戦略課

タルサービス局の部デジタル戦略部の項中
区市町村DX協働課にて進捗をデジタル企画調

こ改め、同項の次に次のようこ加える。

整語
OX協動事業部

DX協働事業課

区市町村DX協働課

第八条第一項の表主税局の部総務部の項中「経理課」を「経理課システム管理課」に改め

同部税制部の項中「歳入課システム管理課」を「歳入課」に改め、同表生活文化スポーツ局の
部中「生活文化スポーツ局」を「生活文化局」に改め、同部都民安全推進部の項を削り、
同部私学部の項中「私学行政課」を「私学行政課連携支援課」に改め、同部スポーツ総合推進部の
項、国際スポーツ事業部の項及びスポーツ施設部の項を削り、同表都市整備局の部都市
基盤部の項中「交通企画課」を「交通企画課モビリティ政策課」に改め、同表保健医療局の部感染
症対策部の項中「医療体制整備第一課」を「医療体制整備第二課」に改め、同表産業労働局
の部総務部の項中「職員課」を「職員課国際金融都市推進課」に改める。

ス推進部の部コンプライアンス推進課の項第四号中「第二百四十三条の二の二」を「第二百四十三条の二の八」に改める。

第二十一条の表主計部の部予算第一課の項第一号中「生活文化スポーツ局」を「生活
文化局」に改め、「会計管理局」の下に「都民安全総合対策本部、スポーツ推進本
部」を加え、同部予算第三課の項第一号中「スタートアップ・国際金融都市戦略室、」
を削り、「住宅政策本部」の下に「スタートアップ戦略推進本部」を加える。

第二十二条の二の表総務部の部総務課の項中第十号を第十二号とし、第九号を第十一
号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 局事務事業の広報及び広聴に関すること。

十 局事務事業のデジタル関連施策の企画、調整及び推進に関すること。

第二十二条の二の表総務部の部企画計理課の項第一号中「総合的な企画及び調整に関
すること」を「連絡調整に関すること（他の部に属するものを除く。）」に改め、同項
第二号中「こと」の下に「（他の部に属するものを除く。）」を加え、同項第五号及び
第六号を削り、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 局事務事業の重要な施策の企画、立案及び調査に関すること。

第二十二条の二の表デジタル戦略部の部デジタル戦略課の項中第三号を第五号とし、
同項第二号中「こと」の下に「（他の部に属するものを除く。）」を加え、同号を同項
第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 都のデジタル関連施策の海外に向けた情報発信及びプロモーションに関する こと。

第二十二条の二の表デジタル戦略部の部デジタル戦略課の項第一号中「戦略等」の下
に「（以下この条において「戦略等」という。）」を加え、同号を同項第二号とし、同
項に第一号として次の一号を加える。

一 局事務事業の総合的な企画及び調整に関すること。

第二十二条の表総務部の部法務課の項中第九号を第十号とし、第一号から第八号までを
一号ずつ繰り下げる、同項に第一号として次の一号を加える。

一 各局への法務支援に係る総合的な調整に関すること。

第二十二条の表復興支援対策部の部被災地支援課の項第一号及び都内避難者支援課の項
第一号中「東日本大震災」の下に「その他の大規模災害」を加え、同表コンプライアン
ン

一 政策DXの企画、調整及び推進に関すること。

二 戰略等に基づくデジタル関連施策の企画、調整及び推進に関すること。

第二十一条の二の表デジタル戦略部の項の次に次のように加える。

DX協働事業部

DX協働事業課

- 一 都のデジタルトランスフォーメーション推進全般に関すること。
- 二 デジタル関連経費の把握及び分析に関すること。
- 三 各局及び政策連携団体等のデジタルサービスの品質確保・向上に係る指導・助言及び協働に関すること。
- 四 部内他の課に属しないこと。

デジタル手続推進課

- 一 行政手続等に係るデジタル化の推進に関すること。
- 二 行政手続に係る企画及び指導に関すること。

- 三 前二号に掲げるものに係る国等との連絡調整及び情報収集に関すること。

区市町村DX協働課

- 一 区市町村のデジタル関連施策の推進に向けた協働に関すること（他の部に属するものを除く。）。

第二十二条の表総務部の部経理課の項の次に次の二項を加える。

システム管理課

- 一 局事務事業のデジタル関連施策の企画、調整及び推進に関すること（他の課に属するものを除く。）。
- 二 局の電子計算システムに係る企画、調整、運用及び管理に関すること。

第二十二条の表税制部の部システム管理課の項を削る。

- 第一「生活文化スポーツ局」を「生活文化局」に改め、同条の表総務部の部総務課の項中第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の二号を加える。

十四 都民安全総合対策本部及びスポーツ推進本部との連絡に関すること。

- 第二十三条の表都民安全推進部の項を削り、同表私学部の部私学行政課の項の次に次の二項を加える。

連携支援課

一 私立学校教員等の人材支援等に関すること（他の局及び課に属するものを除く。）。

第二十三条の表スポーツ総合推進部の項、国際スポーツ事業部の項及びスポーツ施設部の項を削る。

第二十四条の表都市基盤部の部調整課の項中第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の二号を加える。

十三 地下街等安全対策事業の助成に関すること。

第二十四条の表都市基盤部の部交通企画課の項の次に次の二号を加える。

モビリティ政策課

一 社会実装段階にあるモビリティに係る政策の企画、調査及び調整に関すること。

第二十四条の表都市基盤部の部街路計画課の項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 大規模ターミナル駅等及び周辺地域の都市基盤整備に関する調査、計画及び調整に関すること。

第二十四条の表市街地整備部の部企画課の項に次の二号を加える。

十二 高台まちづくりに係る企画、調査及び調整に関すること。

第二十四条の表市街地整備部の部区画整理課の項中第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の二号を加える。

十四 公共施設と宅地との一体的な液状化対策の推進に関すること。

第二十四条の表市街地建築部の部建築指導課の項第十四号中「届出の受理」を削る。

第二十六条の二の表感染症対策部の部計画課の項第四号中「東京都感染症予防医療対策審議会」の下に「及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく都道府県連携協議会」を加え、同部調査・分析課の項第一号中「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく都道府県連携協議会」を「東京都感染症対策連絡会議」に改め、同部医療体制整備第一課の項中「医療体制整備第一課」を「医療体制整備課」に改め、同項第一号中「整備」の下に「（外来診療体制の整備を含む。）及び検査体制の整備」を加え、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

号を加える。

二 感染症患者の自宅療養生活の支援に關すること。

第二十六条の二の表感染症対策部の部医療体制整備第一課の項を削る。

第二十七条の表総務部の部総務課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、第九号及び第十号を削り、同項第十一号中「中央卸売市場」の下に「及びスタートアップ戦略推進本部」を加え、同号を同項第八号とし、同項中第十二号を第九号とする。

第二十七条の表総務部の部企画調整課の項に次の一号を加える。

六 局事務事業の管理改善に關すること。

第二十七条の表総務部の部計理課の項に次の二号を加える。

二 局の財産及び物品の管理に關すること。

三 局の契約に關すること。

第二十七条の表総務部の部職員課の項の次に次のように加える。

国際金融都市推進課

一 國際金融都市・東京の実現に向けた施策の企画、調整及び推進に關すること。

二 外国企業誘致に係る施策の企画、調整及び推進に關すること。

三 國際金融都市・東京の実現に向けた海外プロモーションに係る施策の企画、調整及び推進に關すること。

四 國際金融都市・東京の実現に向けた施策等に係る国等との連絡調整、情報の収集、調査、分析等に關すること。

第二十七条の表商工部の部創業支援課の項第三号中「航空機産業」を「航空宇宙産業」に改める。

第二十八条の表総務部の部技術管理課の項第二号を次のように改める。

二 局事務事業の土木技術の支援及び東京都道路整備保全公社に關すること（東京都土木技術支援センターに限る。）。

別表三 二の部中「生活文化スポーツ局」を「生活文化局」に改め、同部中(二)の項を(四)の項とし、(一)の項を(三)の項とし、同部に(一)の項及び(二)の項として次のように加える。

(一) 東京都都民安全総合対策本部 新宿区西新宿二丁目八番一号 治安、交通安全及び若年支援に係る総合的な対策に關する事務

(二) 東京都スポーツ推進本部 新宿区西新宿二丁目八番一号 スポーツ振興施設の推進、パラスボーツ振興施設の推進、国際スポーツ大会の誘致・開催の推進、スポーツ施設の管理運営等に關する事務

別表三 三の部(二)の項中「多摩市愛宕四丁目五十三番地二」を「多摩市諏訪二丁目十番地」に改め、同表五の部(七)の項及び(八)の項中「指導」を「援助」に改め、同表七の部中(五)の項を(六)の項とし、(四)の項を(五)の項とし、(三)の項の次に次のように加える。

(四) 東京都スタートアップ 戦略推進本部 新宿区西新宿二丁目八番一号 スタートアップに係る戦略的かつ総合的な施策の推進に関する事務

別表三 八の部(一)の項中「武蔵村山市の区域」の下に「。ただし、多摩都市モノレールの整備にあつては、当該区域のほか、西多摩郡の区域に關する事務」を加え、同部中(二)の項を削り、(三)の項を(二)の項とし、(四)の項を(三)の項とする。

別表四 二の部東京都北都税事務所の項中「北区中十条一丁目七番八号」を「北区上十条二丁目二十七番一号」に改め、同表七の項中「及び生活困窮者自立支援法」を「、生活困窮者自立支援法及び困難な問題を抱える女性への支援に關する法律」に改め、同表八の部同練馬児童相談所の項の次に次のように加える。

同町田児童町田市山崎一丁目二番十七号
相談所

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表四 二の部東京都北都税事務所の項の改正規定 令和七年五月七日

二 別表四 八の部同 練馬児童相談所の項の次に次のように加える改正規定 令和七年六月一日

三 別表三 三の部(二)の項の改正規定 令和七年八月一日

東京消防庁の組織等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

● 東京都規則第二十五号

東京消防庁の組織等に関する規則の一部を改正する規則

東京消防庁の組織等に関する規則（昭和三十八年東京都規則第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「デジタル推進担当課長」を「DX推進担当課長」に改める。

第十二条第一項の表中「一七、九一四人」を「一七、九八〇人」に、「一八、三五一

人」を「一八、四一七人」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

訓 令

● 東京都訓令第一号

総務局 生活文化スポーツ局

東京都生活文化スポーツ局都民生活部旅券課分室設置規程（昭和五十三年東京都訓令第九十五号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

前行署名中「生活文化スポーツ局」を「生活文化局」に改める。

東京都生活文化局都民生活部旅券課分室設置規程

第一条及び第二条第一項中「生活文化スポーツ局」を「生活文化局」に改める。

第三条第二項中「生活文化スポーツ局長」を「生活文化局長」に改める。

第四条第三項中「生活文化スポーツ局」を「生活文化局」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

● 東京都訓令第二号

府 中 一 般

東京都事案決定規程（昭和四十七年東京都訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

第二条第二号中「及びスタートアップ・国際金融都市戦略室」を削る。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

● 東京都訓令第三号

府 中 一 般

東京都支庁処務規程（昭和三十二年東京都訓令甲第十七号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

第四条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 支 庁（大島支庁に限る。）に専門課長を置くことができる。

第五条第三項中「副参事研究員」を「専門課長及び副参事研究員」に改める。

第六条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 専門課長は、支庁長の命を受け、専門分野につき担任の事務を処理する。

第七条第一号中「課長」の下に「専門課長」を加える。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

● 東京都訓令第四号

| | |
|----------|----|
| 事務局 | 一般 |
| 労働委員会事務局 | 所 |
| 収用委員会事務局 | 業 |
| 支所 | 中 |
| 府 | 一 |

東京都の標準的な職を定める規程（平成二十八年東京都訓令第六十一号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第二条第一項の表一の部二の項中「土木技術支援・人材育成センター」を削り、同部三の項中「及び練馬児童相談所」を「練馬児童相談所及び町田児童相談所」に改める。

令和七年三月三十一日

● 東京都訓令第五号

| | |
|-------|---|
| 総務局 | 局 |
| 財務局 | 局 |
| 福祉局 | 局 |
| 児童相談所 | 所 |

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、「及び練馬児童相談所」を「練馬児童相談所及び町田児童相談所」に改める部分は、同年六月一日から施行する。

（児童相談センターを除く。）

| | |
|----------|---|
| 総務局 | 局 |
| 財務局 | 局 |
| 福祉局 | 局 |
| 児童相談センター | 所 |

東京都知事 小池 百合子

東京都児童相談センター処務規程（昭和五十年東京都訓令第三号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

● 東京都訓令第六号

| | |
|----------|---|
| 総務局 | 局 |
| 財務局 | 局 |
| 福祉局 | 局 |
| 児童相談センター | 所 |

東京都知事 小池 百合子

第二条第一項の表中「事業課」を「事業課」と「総合連携課」に、「相談援助課」を「相談援助課」と「相談援助第人材企画課」に改める。

二課に改める。

第三条の表事業課の項中第十二号及び第十三号を削り、第十四号を第十二号とし、同項の次に次のように加える。

総合連携課

一 特別区立の児童相談所への助言及び特別区立の児童相談所との連携に関するこ
二 区市町村（特別区立の児童相談所を設置する特別区を除く。）における児童相

うに改正する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第五条第二項、第六条第二項及び第五項、第七条第二項、第十一条第二項並びに第十二条第二項及び第四項中「及び練馬児童相談所」を「練馬児童相談所及び町田児童相談所」に改める。

談業務への助言及び援助に関する事。

三 他の児童相談所及び児童福祉関係機関等との連絡等に関する事。

人材企画課

一 児童福祉人材の確保に関する事。

二 児童福祉人材の育成に関する事。

三 特別区職員研修所と実施する合同研修に関する事。

四 子供家庭支援センター職員の研修及び区市町村職員の児童相談業務研修に関する事。

第三条の表相談援助課の項中「相談援助課」を「相談援助第一課」に改め、同項第一号から第六号まで及び第八号から第十二号までの規定中「こと」の下に「（他の課に属するものを除く。）」を加え、同項の次に次のように加える。

相談援助第二課

一 児童の相談、通告及び送致等の受付及び面接に関する事。

二 援助方針会議に関する事。

三 児童の措置に関する事。

四 里親に関する事。

五 家庭裁判所等に係属する事件に関する事。

六 ケースの進行及び記録の管理に関する事。

七 児童及びその保護者の医学的、心理学的、教育学的及び社会学的診断、判定並びに治療・指導に関する事。（他の課に属するものを除く。）。

八 巡回相談及び出張判定の実施に関する事。

九 重度知的障害児の認定診断に関する事。

十 診療エックス線検査、電気生理検査及び生化学検査等医学的検査に関する事。

十一 児童虐待に関する事。

十二 児童相談における困難かつ高度な相談援助技術の支援に関する事。

十三 前各号の事務に関する他の児童相談所及び各関係機関との連絡調整に関する事。

「相談援助第一課」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「センターに」の下に「連携推進担当課長及び」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 センターに総合連携担当部長、人材企画担当部長、相談援助担当部長及び治療指導担当部長を置くことができる。

第五条第二項中「次長」の下に「及び担当部長（治療指導担当部長を除く。）」を加え、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「除く。」の下に「及び連携推進担当課長」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 治療指導担当部長は、専門参事のうちから、知事が命ずる。

第六条中第七項を第八項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項中「課長」の下に「（連携推進担当課長を含む。第七項において同じ。）」を、「事務」の下に「又は担任の事務」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 担当部長は、上司の命を受け、担任の事務をつかさどり、職員を指揮監督する。

第七条第二号中「次長」の下に「及び担当部長」を加える。

第八条第一号中「課長、」を「課長（総合連携課長、連携推進担当課長、人材企画課長、相談援助第二課長及び治療指導課長を除く。）」に改め、「医長」の下に「（治療指導課医長を除く。）」を加え、同条の次に次の二条を加える。

（担当部長の決定対象事案）

第八条の二 担当部長の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

一 担当部長が指揮監督する課長、担当課長及び医長の出張、休暇及び職務に専念する義務の免除に関する事。

二 重要な事項に関する報告、答申、進達及び副本に関する事（担任する事務に関するものに限る。）。

三 重要な告示、公表、申請、照会、回答及び通知に関する事（担任する事務に関するものに限る。）。

第四条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「相談援助課」を

第九条中「課長の」を「課長（連携推進担当課長を含む。以下同じ。）」に改める。

第十一條中「次長」の下に「、担当部長」を加える。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

● 東京都訓令第七号

総務局
財務局
福祉局
女性相談支援センター

東京都女性相談支援センター処務規程(昭和三十二年東京都訓令甲第十一号)の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

第二条第一項及び第三条第一項中「所長」の下に「及び保護支援担当課長」を加える。

第四条第一項中「所長」の下に「及び保護支援担当課長」を、「事務」の下に「又は担任の事務」を加え、同条第三項中「所長」の下に「又は保護支援担当課長」を加える。

第五条の見出し中「所長」を「所長等」に改め、同条中「所長」の下に「又は保護支援担当課長」を加える。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

「保護支援担当課長」を加える。

第十九条中「、所長名」の下に「、保護支援担当課長名」を加える。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

● 東京都訓令第八号

総務局
財務局
生活文化スポーツ局

東京ウイメンズプラザ処務規程(平成十三年東京都訓令第二十二号)の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

前署名中「生活文化スポーツ局」を「生活文化局」に改める。

第二条第二項中「生活文化スポーツ局長」を「生活文化局長」に改める。

第三条第三項中「生活文化スポーツ局」を「生活文化局」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

● 東京都訓令第九号

総務局
財務局
産業労働局
労働相談情報センター

東京都労働相談情報センター処務規程(平成十六年東京都訓令第五十一号)の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

第四条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 センターに専門課長を置くことができる。

第五条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 専門課長は、専門副参事のうちから、知事が命ずる。

第六条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

東京ウイメンズプラザ

3 専門課長は、所長の命を受け、専門分野につき担任の事務を処理する。

第七条第一号中「事務所の所長」を「これに準ずる職にある者」に改める。

第十四条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第

二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 事務所（多摩事務所に限る。）に専門課長を置くことができる。

第十五条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第

二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 専門課長は、専門副参事のうちから、知事が命ずる。

第十六条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第

二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 専門課長は、所長の命を受け、専門分野につき担任の事務を処理する。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第十号

総務局

財務局

保健局

健医局

療育局

健康安全研究センター

東京都健康安全研究センター処務規程（平成十五年東京都訓令第二十一号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

第四条第二項中「食品医薬品情報担当課長を」の下に「、広域監視部に専門課長を」を加える。

第五条第五項中「疫学情報担当課長」の下に「、専門課長」を加える。

第六条第十一項を第十二項とし、第八項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、第七

項の次に次の一項を加える。

8 専門課長は、所属部長の命を受け、専門分野につき担任の事務を処理する。

第九条第一号中「副室長」の下に「、専門課長」を加える。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第十一号

総務局

保健局

監察医務院

総務局

東京都監察医務院処務規程（昭和三十二年東京都訓令甲第五十八号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

附則中「令和七年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第十二号

総務局

福祉局

精神保健福祉センター

東京都立総合精神保健福祉センター処務規程（昭和六十年東京都訓令第三十六号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

第一条第三号並びに第三条第一項の表広報援助課の項第七号及び第二項の表広報援助

課の項第七号中「指導」を「援助」に改める。

第六条第六項中「技術指導業務」を「技術援助業務」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

● 東京都訓令第十三号

総務局 総務局
福祉局 精神保健福祉センター

東京都立精神保健福祉センター処務規程(昭和四十一年東京都訓令甲第四十四号)の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

第一条第三号中「指導」を「援助」に改める。

第四条第二項中「技術指導」を「技術援助」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

● 東京都訓令第十四号

総務局 総務局
生活文化スポーツ局 消費生活総合センター

東京都消費生活総合センター処務規程(昭和四十九年東京都訓令第十号)の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

前行署名中「生活文化スポーツ局」を「生活文化局」に改める。

第四条第三項中「生活文化スポーツ局長」を「生活文化局長」に改める。

第五条第五項中「生活文化スポーツ局」を「生活文化局」に改める。

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

● 東京都訓令第十五号

総務局 総務局
生活文化スポーツ局 計量検定所

東京都計量検定所処務規程(昭和三十二年東京都訓令甲第九十三号)の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

前行署名中「生活文化スポーツ局」を「生活文化局」に改める。

第四条第四項中「生活文化スポーツ局長」を「生活文化局長」に改める。

第五条第四項中「生活文化スポーツ局」を「生活文化局」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

● 東京都訓令第十六号

総務局 総務局
都市整備局 多摩建築指導事務所

東京都多摩建築指導事務所処務規程(昭和四十六年東京都訓令甲第百三十三号)の一部を次のように改正する。

東京都多摩建築指導事務所処務規程(昭和四十六年東京都訓令甲第百三十三号)の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

第三条中「届出の受理」を削る。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第十七号

総務局

都市整備局

住宅政策本部

財務局

東京都住宅政策本部処務規程（平成三十一年東京都訓令第四十二号）の一部を次のよう
に改正する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

建設財務局

土木技術支援・人材育成センター

東京都土木技術支援・人材育成センター処務規程（平成二十一年東京都訓令第三十七号）は、廃止する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

東京都建設事務所処務規程（昭和三十二年東京都訓令甲第九十四号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

第三条第五項の表用地課の項第一号中「道路、橋りよう及び河川等の工事に係る」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条第六項の表用地課の項第一号中「道路、橋りよう及び河川等の工事に係る」を削り、同表補修課の項第一号中「道路及び」の下に「橋りよう並びに」を加える。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第十九号

うに改正する。

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第十八号

総務局

建設事務局

財務局

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

発行
電話 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
○三(五三三二)一一一二(代)
郵便番号 163-8001

定価
一本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。) 三〇円

印刷所
電話 東京都千代田区神田神保町二丁目三十三番地一
○三(五二七六)〇八一一(代)
郵便番号 101-0051